

公務災害補償等認定委員会 会議録

1 日 時

令和8年9月7日（月）～令和8年9月16日（水）

2 開催方法

書面開催

3 委員

委員長 木下 真由美

委 員 廣澤 信作

委 員 岡 満

委 員 浅川 共子

委 員 根岸 節子

4 議事の要領

（１）事案１について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

災害発生状況等から、階段から転落したことにより負傷したと認められる。

治療期間も妥当である。

<意見（全委員一致）>

通勤災害に該当するものと認められる。

（２）事案２について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

災害発生状況等から、車両と衝突したことで負傷したと認められる。

治療期間も妥当である。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

(3) 事案3について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

災害発生状況等から、自転車ごと転倒したことで負傷したと認められる。

左膝の痛みや機能制限により、歩き方や体重のかけ方で腰に負担がかかることはあるため、リハビリ中の腰への服薬等の補償はやむを得ないだろう。

また、リハビリ病院退院後の一定の経過観察の補償は妥当と考えるが、本人には腰部脊柱管狭窄症や両変形性膝関節症の既往が確認できるため、療養が長期化する場合は、症状固定の判断について主治医に確認する必要がある。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

(4) 事案4について

<質疑等>

- ・医学的な所見は次のとおり

災害発生状況等から、転倒した際に負傷したと認められる。

治療期間について、抜釘も考慮すれば1年以上かかることはやむを得ないだろう。

<意見（全委員一致）>

公務上の災害と認められる。

5 議決事項

付議案件については、全委員の意見一致により、次のとおりの意見とする。

	意 見
事案1	通勤災害に該当する。
事案2	公務上の災害と認められる。
事案3	公務上の災害と認められる。
事案4	公務上の災害と認められる。